

# 仕 様 書

## 1. 業務名

海外バイヤーオンライン商談会（日本酒）開催業務委託

## 2. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国内外における需要が減少し、商談機会が失われていることから、県産品の需要喚起と販路開拓を促進するため、県内の酒造業者に対して、海外バイヤーとのマッチングの機会を提供するオンライン商談会を開催する。

## 3. 履行期限

令和5年3月31日（金）

## 4. 仕様

### （1）オンライン商談会の開催にかかる企画調整、会場準備、管理運営

- ・受託者は、イギリス又はフランス国内に自社の店舗、営業所又は事務所等を有する者であり、当該店舗等の存在する対象国のバイヤーと県内事業者をオンラインでつなぐ商談会を開催すること。
- ・オンライン商談会は、海外バイヤー1社ごとに開催し、県内事業者ごとに時間を区切って実施するものとする（ただし、海外バイヤーの意向によっては、メールによる商談も可能とする）。なお、商談会は令和5年2月末までに実施を終えること。

### ① 海外バイヤーの選定

イギリス又はフランスにおいて、商品の導入決定に影響力を持つ小売店又は複数の小売店等に販路を持つ商社等で、県内企業の県産品（日本酒）を取扱う可能性がある優良な海外バイヤーを2社以上選定すること。

### ② 県内事業者の募集、選定、個別相談への対応

- ・海外バイヤーに対し、取り扱いを希望する県産品やニーズを聞き取り、それに合致する県内事業者の募集を行うこと。
- ・海外バイヤー1社ごとに県内事業者5社以上との商談を行うこと。（商談を実施する県内事業者数の合計が10社以上（のべ）である場合も可。）県内事業者の応募結果を踏まえ、県との協議の上で参加事業者を決定し、決定後は受託者において各参加事業者との連絡調整を行うこと。
- ・商談の成果を高めるため、参加事業者から商談会準備に関する各種相談（バイヤーや商談対象国の嗜好、情報等）に応じること。

### ③ タイムスケジュールの作成

- ・商談会の開催日時をバイヤー及び各参加者（県内事業者、県）と調整すること。開催日は、原則平日とすること。
- ・調整内容を踏まえ、バイヤーごとのタイムスケジュールを作成すること。タイムスケジュールは、県と協議の上で決定するものとし、決定後は速やかに各参加者へ連絡すること。

#### ④ 運営管理

- ・各海外バイヤーとのオンライン商談には、ビデオWEB会議アプリ（Zoom等）を使用するものとする。受託者がホストとなり、ホストを含む2者以上の参加、時間無制限利用を可能とすること。
- ・商談の際には必要に応じて適切な通訳者を手配し、各参加者への機材や利用システム等についても、助言・支援を行うこと。
- ・当日必要となる管理運営業務一式（進行・タイムスケジュール管理、各商談要旨の作成の手配）を行うこと。
- ・商談要旨を、各商談日から1週間後を目途に県へデータにて提出すること。

#### （2）海外バイヤーへのサンプル品の購入・送付

- ・オンライン商談会の実施に先立ち、応募のあった事業者の中から海外バイヤーが商談を希望する商品を取り、商談用のサンプル品として参加事業者から購入し、取りまとめて海外バイヤーへ送付すること。
- ・サンプル品の量は、参加事業者あたり9千円以内を想定しており、左記金額を超える場合は、参加事業者の負担とすること。

#### ① 混載作業、商品一覧の作成

- ・上記のサンプル品を海外バイヤーごとに混載すること。混載作業にあたっては、海外輸送中に破損等しないよう梱包材にて十分保護すること。
- ・サンプル品の送付一覧表（英訳あり、各商品の写真入り）を作成すること。

#### ② 海外輸送

上記により海外バイヤーごとに混載した商談用のサンプル品を海外バイヤーへ輸送（エア輸送）すること。

##### 【付随業務】

- ・（必要に応じて）県内各事業者に対する県産品の仕様・素材等の詳細確認
- ・梱包材の購入、貨物の一時的な保管、インボイス作成、通関、保険加入等、貨物の輸送、支払い手続き、輸送業者との連絡調整に関する一切の業務
- ・輸送先各国における荷受及び配送手続き等に関する一切の業務（現地諸税支払い等含む）

#### ③ その他

- ・輸送方法等については、県と協議した上で行うこと。
- ・海外バイヤー側への到着が確認でき次第、県へ報告すること。
- ・ただし、何らかの事情により、バイヤー側に到着していない場合や到着したものの破損があった場合は、県と協議の上、対応に当たること。

#### （3）商談後のフォローアップ、事後アンケート調査の実施、報告書の作成

##### ① 商談後のフォローアップ、事後アンケート調査の実施

- ・商談の成果を高めるため、商談会終了後に取引条件の確認や契約のフォロー、成約に向けた助言等を実施すること。
- ・商談会終了から概ね1カ月後を目途に、事業者に対するアンケート調査（商談会の感想、その後の商談状況等）を行うこと。調査にあたっては、県が作成するアンケート用紙を各参加事業者に配布し、回収のうえ、取りまとめ・集計すること。

##### ② 報告書の作成

- ・下記事項をまとめた報告書を作成し、履行期限内に県へ2部提出すること。

### 【報告書記載事項】

- ・事業実施概要（1～2ページ）
- ・サンプル商品リスト（写真入り）
- ・各会場のタイムスケジュール、参加事業者の出席者リスト
- ・各商談要旨
- ・アンケート集計結果、各アンケート用紙
- ・その他特記事項

## 5. 業務の実施体制

受託者は、事業を適正に実施するため、県と調整等を行い、業務全体を管理する業務責任者を選任すること。

## 6. セキュリティ対策及び守秘義務

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務履行のため以外の目的に不正に使用してはならない。万一、受託者の責に帰す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。契約期間が終了した後であっても同様とする。
- (2) 業務を行うため、個人情報（岐阜県個人情報保護条例第2条で定義されているものを言う。）を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 別紙「情報セキュリティに関する特記事項」によること。

## 7. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合  
受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合  
災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任はすべて受託者の責任とする。  
なお、契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

## 8. 不当介入における通報業務

- ・受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ・受託者は、暴力団による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

## 9. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で行う。
- (2) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。